



2025 年 4 月 7 日 釧路信用組合 オリックス銀行株式会社

# 釧路信用組合、遺言代用信託商品 「しんくみ相続信託」の取り扱い開始

### ~オリックス銀行と信託契約代理店の業務委託契約を締結~

釧路信用組合(本店:北海道釧路市、理事長:忠村 浩志)およびオリックス銀行株式会社(本社:東京都港区、社長:寺元 寛治)は、このたび、信託契約代理店の業務委託契約を締結しましたのでお知らせします。釧路信用組合は、本日より、信用組合専用の遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」\*\*の取り扱いを開始します。

遺言代用信託とは、遺言書を作成いただくことなく、お客さまに相続が発生した際に、お預かりした金銭をあらかじめ指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする商品です。

「しんくみ相続信託」は、全国信用協同組合連合会とオリックス銀行が共同開発し、2017年5月より取り扱いを開始しました。地域密着型の対面営業に強みを持つ信用組合がお客さまへご提案し、オリックス銀行との信託契約の締結を媒介します。お客さまは、申し込み手続きから相続時の金銭の受け取りまで、釧路信用組合を窓口として行うことができ、相続発生時には、所定の手続き完了後、最短5営業日で受取人に金銭をお渡しします。





釧路信用組合とオリックス銀行は、今後もお客さまのニーズにお応えする商品・サービスのご提供に 努めてまいります。

※ 2017年5月1日付オリックス銀行プレスリリース「信用組合専用の遺言代用信託商品『しんくみ相続信託』取り扱い開始」

以 上

<報道関係者からのお問い合わせ先>

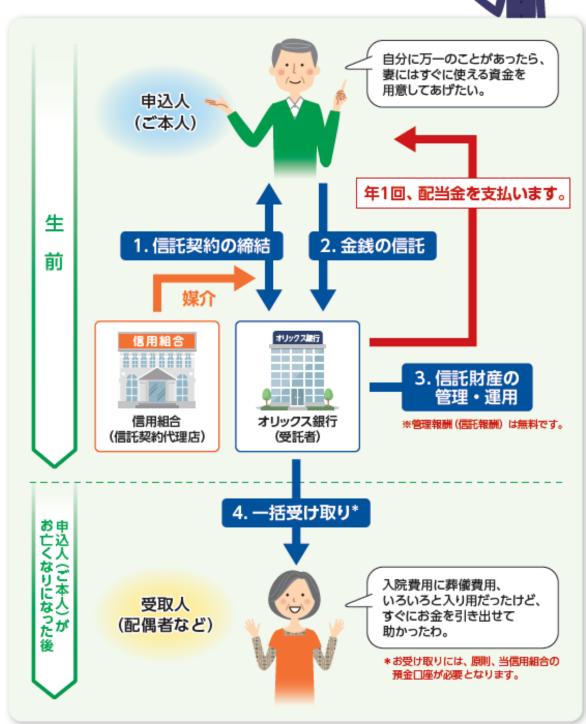
釧路信用組合 営業推進部 TEL: 0154-22-3164

オリックス銀行株式会社 経営企画部 TEL: 03-6722-3630

## 「しんくみ相続信託」の仕組み

申込人(ご本人)からお預かりした資金を、 申込人(ご本人)に相続が発生した際に、あらかじめ指定 いただいた受取人の方に一括でお渡しする仕組みです。





#### ■「しんくみ相続信託」商品概要

募集対象	個人のお客さま
	※ 申し込み時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する未成年者を除
	く個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100 万円以上 500 万円以下(100 万円単位)
	※ ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額
信託期間	信託設定から信託終了まで最長 30 年
	※ 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由(お客さまがお亡くなりに
	なった時など)が生じた場合などには、信託契約は終了します
受取人	未成年者を除く推定相続人(仮に信託契約日においてお客さまの相続が開始し
	た場合に、相続人となることが予定される方)
	※ 特約により三親等内の親族(未成年者を含む)を指定可能
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	・ 管理報酬はかかりません
	・ 運用報酬は、お預かりした元本を毎年の計算期日および信託終了日に、合
	同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に
	関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額(信託元
	本に対して 0.01%から 3.00%の範囲内)です
	※ 信託元本やお客さまへの配当金から差し引かれるものではありません
申込手数料および	なし
中途解約手数料	
中途解約	全部解約のみ可能
	※ ただし、直近で支払った配当金の計算期日の翌日以降の収益配当はありま
	せん
取扱店舗	オリックス銀行の信託契約代理店となっている信用組合店舗窓口

#### ■注意事項

- ・他の相続人の遺留分を侵害している場合には、受取人へのお支払いができないことがあります。相続 人の方の遺留分等をご考慮いただき金額を決定ください。
- ・信用組合は、この商品に係る信託契約の締結の代理は行わず、締結を媒介します。ご契約に際しては、 お客さまとオリックス銀行(所属信託兼営金融機関)が契約の当事者となります。信用組合は、お客 さまからこの商品に係る財産の預託を受けることについて、オリックス銀行から権限の付与を受けて います。